

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際移住機関(IOM)拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営経費)	
2 拠出先の名称	
国際移住機関(IOM)	
3 拠出先の概要	
国際移住機関(IOM)は、1951年に「暫定欧州移民移動政府間委員会」として設立。第二次世界大戦により避難民となった1,100万人を支援。1989年に国際移住機関(IOM)となる。2016年に世界的な人の移動(移住)を専門に扱う唯一の国連関係機関となる。 IOMは、移民の搾取を含む人身取引問題に対応した、出身国における予防と目的国での被害者の救済や保護を中心とする取組を各国政府・政府機関及びステークホルダーと連携しつつ世界各地域で実施しており、国際的な犯罪ネットワークの存在や国際的な人身取引の実態等に関する広報活動も含め、この分野で主導的な役割を果たしている。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件事業は、犯罪対策閣僚会議(議長は内閣総理大臣)で決定された「人身取引対策行動計画」に基づき、平成17年から開始され、同計画の2度の改定を通じても継続して重要政策として位置づけられている。事業内容は、国内で警察庁等に認知された外国人人身取引被害者のうち母国への帰国を希望する者に対し、帰国前カウンセリング(厚生労働省所轄の婦人相談所における職員の外国語対応等の支援も含む)、(入国管理庁と連携した)航空券の手配、IOM職員による空港・現地までのエスコート、帰国後の社会復帰支援(職業訓練・就学支援・医療費等)等を提供するもの。 本件拠出金の一部は、密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に対するアジア太平洋地域の協力枠組みである「バリ・プロセス」(46か国・地域、4国際機関が参加)のウェブサイト運営費(IOMが管理)を用途としており、同地域の人身取引に関する情報交換の促進・その防止、更に本分野における日本の取組に関する国際的なプレゼンスの向上に貢献。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 12,613 千円	
日本の拠出率は100%、拠出順位は1位。	
令和3年度当初予算額 15,331 千円	
日本の拠出率は100%、拠出順位は1位。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価上、「基本目標Ⅱ 分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野4:国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進」、「測定指標4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展」の下に設定された中期目標「国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。」及び「測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化」の下に設定された中期目標「テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。」を達成するための達成手段の一つと位置付けられている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf)141～145 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)
・上記 1-1 (1) の目標を達成する上で、IOM は、人身取引という特殊な犯罪の被害者に対して幅広い専門的な支援を実施。広範な関係省庁や被害者の母国の駐日大使館との調整、カウンセリング、出入国に係る手続き等の実施のために、長年のノウハウから代替不可能な貢献をしている。 ・「人身取引行動計画 2014」(平成 26 年 12 月 16 日、内閣総理大臣主宰「犯罪対策閣僚会議」において決定。)における「4. 人身取引の撲滅④外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援」において、「本国への帰国を希望する外国人被害者の帰国を更に円滑にするため、国際移住機関(IOM)」と連携し、「被害者出身国の在京大使館、婦人相談所、民間シェルターなどとの情報交換と連絡を一層密にしていく。」こととし、また、「IOMを通じて行っている被害者の自主的帰国支援・社会復帰事業を一層充実させ、被害者の出身国の在京大使館・政府・NGO とも協力の上、被害者の円滑な帰国及び帰国後の社会復帰と、再被害の防止に向けた最適な支援を行う。」こととしている。 ・日本が締結した国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書は、「人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供」(第6条)、「人身取引の被害者の送還」(第8条)及び「人身取引の被害者(中略)が再び被害にあわないようにすること」(第9条(b))を締約国に義務付けており、日本が条約を遅滞なく適切に履行し、適切な人身取引対策及び保護を遂行するに当たり、かかる分野で専門性を有する IOM との連携は不可欠である。 ・持続可能な開発目標(SDGs)との関係でも、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」(5.2: 人身取引や性的搾取等の排除)、目標8「働きがいも経済成長も」(8.7: 強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅)、目標 10「人や国の不平等をなくそう」(10.7: よく管理された移住政策の実施)、目標 16「平和と公正を全ての人に」(16.2: 子供に対する虐待、搾取、人身取引等の撲滅)、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」(17.17: 官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進)等をターゲットとしている IOM に対して支援を行うことは、SDGs 達成に向けた日本の取組に資するものでもある。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
本件拠出金は 100%日本が拠出するものであり、IOM 駐日事務所内に本拠出金の実施に特化したプロジェクトチーム(チーム員は日本人職員)を発足させ、外務省を含む関係省庁及び関係政府機関、在京大使館等とも密に連携を取りながら、プロジェクトの実施を行っている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
・2019 年5月にヴィトリノ IOM 事務局長が訪日時に河野外務大臣を表敬し、今後も協力強化を図っていきたい旨述べた。また、山下法務大臣を表敬した際、山下大臣から、第三国定住難民の受入れや人身取引被害者の保護等

について IOM による多大な支援及び協力をいただいていることに感謝するとともに、今後とも IOM との連携・協力関係を発展させていきたい旨述べた。 ・2019 年 12 月に、鈴木馨祐外務副大臣がグローバル難民フォーラムに出席した際、ヴァイトリーノ事務局長と会談し、移民や移住等について意見交換した。 ・2020 年2月に、尾身外務大臣政務官とヴァイトリーノ事務局長が、人身取引対策を含めた日・IOM 間の協力の重要性について会談した。 ・2021 年2月に外務省とIOM 本部の間で局長級協議を実施し、コロナ禍における対策や協力の重要性について認識を共有した。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
・2019 年 10 月に IOM と外務省の共催(一般財団法人自治体国際化協会(クレア)・港区後援)で「外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラム～地域社会における外国人の円滑な受入れ」を開催した。 ・2020 年3月に、本件事業における帰国社会復帰支援の経験を基に IOM 駐日事務所が中心となり作成した小冊子「帰国の準備(Preparing for Return)」を出版。日本国内の婦人相談所等で帰国を待つ外国人被害者や帰国・社会復帰支援を受ける外国人被害者に手交し、またカウンセリングの際も利用している。 ・2020 年 12 月に、清谷 IOM 駐日事務所プログラム・マネージャーが、ANA ホールディングス(株)主催・成田空港共催による航空業界向けオンラインセミナー(テーマ:「航空業界全体で、飛行機を利用した人身取引を防ぐ! ～航空業界で働く私たちが出来ること～」)にて基調講演を行い、本事業を通じたノウハウも含めた啓発事業を行った。 ・2020 年 11 月にウィーン(オーストリア)にて実施された欧州安全保障協力機構(OSCE)主催ラウンドテーブル(対面とオンラインのハイブリッド方式)につき、清谷 IOM 駐日事務所プログラム・マネージャー、NPO 法人海外安全・危機管理の会(OSCMA)代表理事、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社顧問が登壇。OSCE 加盟国及びアジア・パートナー国(日本の他、韓国、タイ、豪州、アフガニスタン)も幅広く登壇し、最大約 200 名の聴衆を集め、コロナ禍における本件事業を含む日本の人身取引対策に関する取組について効果的な発信を行った。
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
近年、グローバル化の一層の発展や、経済格差の拡大等に伴って、人身取引は国境を越える深刻な脅威となっている。日本は、人身取引は重大な人権侵害であるとの認識の下、2004 年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、「人身取引対策行動計画」を策定し、この計画に基づく各種対策によって大きな成果を上げた。その後、人身取引の手口の巧妙化・潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえ、2009 年 12 月には行動計画を改定し、2014 年 12 月にはこれを再改定した「人身取引対策行動計画 2014」を策定した。新しい行動計画では、これまで以上に関係省庁が連携して人身取引対策を推進するため、内閣官房長官を議長とし、各閣僚から構成される「人身取引対策推進会議」の立ち上げについて明記され、以後 2021 年6月まで7回の会合が開催されている。また、同行動計画において本件拠出事業(外国人被害者の自主的帰国・社会復帰支援)は、重要な取組のひとつとして位置付けられている。 外国人被害者の帰国支援等は、人身取引議定書上の締約国の義務であり、本事業を通じた IOM との連携は不可欠である。2005 年5月1日の事業開始以降、2021 年3月末までに計 343 名の外国人被害者に対し帰国支援を行い、そのうち計 203 名に対して社会復帰支援を実施してきている。これまでに支援を提供した被害者のうち、再度被害に遭った者はいないことから、日本の犯罪防止及び治安の確保に一定の貢献をしている。 2020 年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、航空便の運行中止・延期や緊急事態宣言の発令など被害者はより困難な新たな問題に直面しているが、日本国内の外国人被害者が希望する場合の帰国支援(カウンセリング、医療支援等の提供)や、帰国後の社会復帰支援事業の実施は IOM により適切な報告及び相談が

随時行われ、円滑に調整・実施された。さらに、オンラインセミナー等を通じて本事業の周知も含めた啓発活動を実施し、日本政府の人身取引対策に係る取組の広報に貢献した。

バリ・プロセスについては、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、閣僚級会合が延期されることとなったが、下部会議はオンライン等で継続されており、日本によるウェブサイト経費への拠出はアジア地域における人身取引対策の課題や協力に向けた取組状況や議論の成果に関する情報共有及び広報に貢献するとともに、本分野における取組に関する、日本の国際的なプレゼンスの向上に貢献している。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
・外国人被害者の帰国支援等は、人身取引議定書上の締約国の義務であり、本事業を通じた IOM との連携は不可欠である。2005 年5月1日の事業開始以降、2021 年3月末までに計 343 名の外国人被害者に対し帰国支援を行い、そのうち計 203 名に対し社会復帰支援を実施してきている。これまでに支援を提供した被害者のうち、再度被害に遭った者はいないことから、日本の犯罪防止及び治安の確保に一定の貢献をしている。 ・2019 年中には、本件事業を通じた支援により、日本国内で認知された外国人の人身取引被害者9人が帰国し、9 人全員に対し一時避難場所が提供されたほか、1 人に対し医療支援が、また8人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統合、畜産業経営、小売店経営、運送業経営等）が、それぞれ提供された。 ・2020 年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、航空便の運行中止・延期や緊急事態宣言の発令など被害者はより困難な新たな問題に直面したが、2020 年中には、本件事業を通じた支援により、日本国内で認知された外国人の人身取引被害者 12 人が帰国し、12 人全員に対し新型コロナウイルス感染症対策のための一時隔離施設及び一時避難場所が提供されたほか、2人に対し医療支援が、また 11 人に対し帰国後の社会復帰支援（例：家族統合、小売店経営、飲食ビジネス経営等）が、それぞれ提供された。さらに、帰国した元被害者の社会復帰に対する新型コロナウイルス感染症の影響を簡易調査し、結果が外務省に共有された。 ・オンラインセミナー等を通じて本事業の周知も含めた啓発活動を実施し、日本政府の人身取引対策に係る取組の広報に貢献した。 ・2020 年3月に、本件事業における帰国社会復帰支援の経験を基に IOM 駐日事務所が中心となり作成した小冊子「帰国の準備(Preparing for Return)」を出版。日本国内の婦人相談所等で帰国を待つ外国人被害者や帰国・社会復帰支援を受ける外国人被害者に手交し、またカウンセリングの際も利用している。
2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）
IOM 側幹部訪日時における外務省幹部との協議および在外公館とIOM 各国事務所間の個別協議を通じて、課題の指摘や人身取引被害者の状況に則したより適切な事業への改善等を検討・指示。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月

3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2020 年6月7日(日本の 2019 年度分) 2019 年6月 10 日(日本の 2018 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年6月頃(日本の 2020 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
2019 年度及び 2020 年度の決算書において残高及び繰越金はない。財政状況に係る報告が正確かつ適正に記載されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
【人事関連】 IOM はこれまで人件費はプロジェクトベースで捻出するなど、人事面でのコスト削減も徹底しており、この観点からも、ハイランクへの登用を抑制している。	
【予算関連】 毎年開催される「財政とプログラムの常設委員会」会合において、財務報告が行われる。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体	(参考) 全職員数	
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
-	-	-	-	-	-	-
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
-	-	-	-	-	-	-
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	

2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
-	-	-	-	-	-
備考					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					
本拠出は、1-1(1)の目標達成に向け、効果的かつ効率的なプロジェクトの実施のために真に必要なかつ適切な規模の費用(IOM 側人件費の見合い額を含む。)をノンコア拠出するものであり、現状拠出の範囲内においてプロジェクト目的を超えて日本人職員の増強を図ることは困難。					